

別紙様式第6号(第21条第1項関係)

第 期(年月日現在)貸借対照表

年 月 日 作成

住 所

年 月 日 備付

名會聯合庫金勵効

理 事 長 氏 名

前 払 費 用		売 付 債 券	
未 収 収 益		金 融 派 生 商 品	
先 物 取 引 差 入 証 拠 金		金 融 商品 等 受 入 担 保 金	
先 物 取 引 差 金 勘 定		リ 一 ス 负 債 務	
保 管 有 価 証 券 等		資 产 除 去 債 務	
金 融 派 生 商 品		そ の 他 の 负 債 勿	
金融商品等差入担保金		代 理 業 务 勘 定	
リース投 資 資 産		賞 与 引 当 金	
そ の 他 の 資 産		役 員 賞 与 引 当 金	
有 形 固 定 資 産		退 職 給 付 引 当 金	
建 土		役 員 退 職 慰 劳 引 当 金	
使 用 権 資 產		特 别 法 上 の 引 当 金	
建 設 仮 勘 定		金 融 商品 取 引 責 任 準 備 金	
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産		繰 延 税 金 负 債	
無 形 固 定 資 產		再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 负 債	
ソ フ ト ウ ェ ア ん		債 務 保 証	
の れ ん		負 債 の 部 合 計	
使 用 権 資 產		(純 資 產 の 部)	
そ の 他 の 無 形 固 定 資 產		出 資 金	
前 払 年 金 費 用		普 通 出 資 金	
繰 延 税 金 資 產		優 先 出 資 金	
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 產		優 先 出 資 申 込 証 拠 金	
債 務 保 証 見 返	△	資 本 剩 余 金	
貸 倒 引 当 金	(△)	資 本 準 備 金	
(うち個別貸倒引当金)		そ の 他 资 本 剩 余 金	
		利 益 剩 余 金	
		利 益 準 備 金	
		そ の 他 利 益 剩 余 金	
		特 別 積 立 金	()
		(・ ・ ・ ・ ・)	
		当 期 未 处 分 剩 余 金	
		(又は当期未処理損失金)	
		处 分 未 済 持 分	△
		自 己 優 先 出 資	△
		自 己 優 先 出 資 申 込 証 拠 金	
		会 員 勘 定 合 計	
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	
		土 地 再 評 価 差 額 金	
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
		純 資 產 の 部 合 計	
資 產 の 部 合 計		負 債 及 び 純 資 產 の 部 合 計	

(記載上の注意)

1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
 - (1) 繼続企業の前提(労働金庫法施行規則第27条第2項第5号に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。)に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき(当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。)は、次に掲げる事項
 - ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
 - ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
 - ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
 - ④ 当該重要な不確実性の影響を計算書類に反映しているか否かの別
 - (2) 次に掲げる会計方針に関する事項
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ② 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額
 - ③ 有形固定資産の減価償却の方法
 - ④ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
 - ⑤ 貸倒引当金の計上方法(当期における償却及び引当の方針のほか、資産の自己査定基準の整備の状況、償却及び引当に関する規程の整備の状況等内部統制の状況についても、できるだけ詳細に記載すること。)
 - ⑥ 退職給付引当金の計上方法
 - ⑦ ヘッジ会計の方法
 - ⑧ 金銭の信託の評価基準及び評価方法
 - ⑨ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
 - ⑩ 収益の計上方法(顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。)
 - ⑪ その他採用した重要な会計方針
 - (3) 次に掲げる会計上の見積りに関する事項
 - ① 会計上の見積りにより当該事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であつて、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるもの
 - ② 当該事業年度に係る財務諸表の①に掲げる項目に計上した額
 - ③ ②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
 - (4) 会計方針の変更等を行つた場合には、会計方針の変更等に関する事項(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の3、第8条の3の2及び第8条の3の4から第8条の3の7までの規定に準じて記載すること。ただし、当事業年度

に係る財務諸表のみを表示している場合には、前事業年度に係る事項については記載を要しない。)

- (5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品(リース負債を除く。)の時価等に関する事項及び金融商品(リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。)の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項
- (6) 次に掲げる賃貸等不動産に関する事項(重要性の乏しいものを除く。)
 - ① 賃貸等不動産の状況に関する事項
 - ② 賃貸等不動産の時価に関する事項
賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。
- (7) 持分法損益等に関する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の9に規定する事項
- (8) 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額並びにこれらの合計額
なお、それぞれの定義は、労働金庫法施行規則第114条第1項第5号ロによる。
- (9) 有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。
- (10) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額
- (11) 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権があるときは、その総額。ただし、総合口座取引における当座貸越又は預金積金を担保とする貸付金(担保とされた預金積金の額を超えないものに限る。)は、この限りでない。
- (12) 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務があるときは、その総額。ただし、預金に係る債務は、この限りでない。
- (13) 子会社等(労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2第2号に規定する子会社等をいう。以下同じ。)の株式又は出資金の総額
- (14) 次に掲げるもの(重要でないものを除く。)の発生の主な原因別の内訳
 - ① 繰延税金資産(その算定に当たり繰延税金資産から控除された金額がある場合における当該金額を含む。)
 - ② 繰延税金負債
- (15) 子会社等に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該子会社等に対する金銭債権又は金銭債務の当該子会社等に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は2以上の項目について一括した金額
- (16) 次に掲げるリースに関する事項(重要性の乏しいものを除く。)
 - ① 会計方針に関する情報
 - ② リース特有の取引に関する情報
 - ③ 当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報
労働金庫連合会が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、労働金庫連合会が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載す

ること。

- (17) 重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額
 - (18) 資産が担保に供されている場合における、当該資産の内容及びその金額、並びに担保に係る債務の金額
 - (19) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第3項までに規定する有価証券に関する事項
 - (20) 有価証券の貸付けを行つている場合には、その旨及び金額(金額は貸借対照表価額とし、消費貸借契約によるもの、使用貸借又は賃貸借契約によるものに区分して記載すること。)
 - (21) 労働金庫法及び協同組織金融機関の優先出資に関する法律以外の法律の規定又は契約により、剰余金の配当について制限を受けている場合には、その旨及びその内容
 - (22) 出資1口当たりの純資産額(銭単位で記載すること。)
 - (23) 事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象
 - (24) 資産に係る引当金を直接控除した場合における各資産の資産科目別の引当金の金額(一括して注記することが適当な場合にあつては、適宜一括した引当金の金額)
 - (25) 資産の部の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)に係る保証債務の額
 - (26) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項
2. 特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。
 3. 目的積立金は特別積立金に含めて記載し、特別積立金のあととの「(・・・)」に内訳として名称、金額を記載すること。
 4. 法令等に基づき、この様式に掲げてある科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
 5. その他の資産及びその他の負債のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の1を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。
 6. 「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目(「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。)又は「無形固定資産」に属する各科目(「のれん」及び「使用権資産」を除く。)に含めることができる。
 7. 当事業年度において、吸収合併対象財産の全部に、吸収合併(法第62条の3に規定する吸収合併をいう。以下同じ。)により消滅する金融機関における当該吸収合併直前の帳簿価額を付す吸収合併が行われた場合には、次に掲げる事項を注記すること(新設合併(法第62条の4に規定する新設合併をいう。以下同じ。)の場合についても同様に取り扱うものとする。)。
 - (1) 当該吸収合併直前における当該吸収合併に係る吸収合併消滅金庫(法第62条の

- 3に規定する吸収合併消滅金庫をいう。以下同じ。)の名称、吸収合併の目的、吸収合併日及び吸収合併である旨並びに当該吸収合併後の吸収合併存続金庫(法第62条の3に規定する吸収合併存続金庫をいう。以下同じ。)の名称
- (2) 合併比率及びその算定方法並びに出資1口当たりの金額
 - (3) 吸収合併消滅金庫から引き継いた資産、負債及び純資産の額並びに主な内訳並びにこれらについて帳簿価額で評価している旨
 - (4) 会計処理方法を統一している旨。なお、複数の会計処理方法を同一の事業年度に統一できない場合には、その旨及びその理由
8. 当事業年度において、吸収合併対象財産の全部に、対価として交付する現金等の時価を付す吸収合併が行われた場合には、次に掲げる事項を注記すること(新設合併の場合についても同様に取り扱うものとする。)。
- (1) 当該吸収合併直前における当該吸収合併に係る吸収合併消滅金庫の名称、吸収合併の目的、吸収合併日及び吸収合併である旨並びに当該吸収合併後の吸収合併存続金庫の名称並びに吸収合併存続金庫を決定するに至った主な根拠
 - (2) 合併比率及びその算定方法並びに出資1口当たりの金額
 - (3) 発生したのれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間
 - (4) 吸収合併日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳並びにこれらについて時価で評価している旨及び当該吸収合併について吸収合併対象財産の全部を対価として交付する現金等の時価を付す吸収合併と判定した理由
 - (5) 吸収合併契約において、当該吸収合併契約締結後の将来の事象又は取引の結果により当該吸収合併の対価として、現金等を追加的に交付し又は引き渡す旨を規定している場合には、その旨及び内容並びに当該事業年度以降の会計処理の方針
 - (6) 取得原価の配分が完了していない場合には、その旨及びその理由
 - (7) 前事業年度に行われた吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定に伴い、当事業年度において取得原価の当初配分額に重要な見直しがなされた場合には、当該見直しの内容及び金額
9. 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。